諮問庁:総務大臣

諮問日:平成28年4月26日(平成28年(行個)諮問第66号)

答申日:平成28年9月29日(平成28年度(行個)答申第101号)

事件名:本人が特定月に行政相談をした事案についての相談対応票の一部開示

決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が特定税務署職員Aから云われなき差別(プライバシーの侵害)等を受けて、相談した記録書(特定月A)」に記録された保有個人情報(以下「本件対象保有個人情報」という。)につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「法」という。) 12条1項の規定に基づく本件対象保有個人情報の開示請求に対し、平成 27年12月15日付け三重相第70号により三重行政評価事務所長(以 下「処分庁」という。)が行った一部開示決定(以下「原処分」という。) について、取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書及び意見書によると、おおむね以下のと おりである。

(1) 審査請求書

(略)

不開示部分の黒ぬりにしたところですが、貴所と特定税務署とのうち あわせのことなのでしょうか。

そんなに開示することが「率直な意見の交換」が不当に損なわれるお それがあるのでしょうか。

審査請求人にはぎもんを感じます。

黒ぬり部分は、特定税務署とは違うのか、あるいは法務局関係ですか。 三重評価事務所職員Bが正しいことをしてくれなかったので、審査請求人は、特定地方法務局の本局の人権ようご局にて、ここも、審査請求人を差別された職員Cがいて、仕事のじゃまになるといわれ、おいかえされました。

結局、特定支局で人権しんぱんをしていただくことになりました。 しかし、法務局も人権、差別とかうたわれますが、何のくそのやくに もたちません。

黒ぬりしてかくす必要があるのでしょうか。

全部開示してください。

審査請求人はふだんから大きな声です。そして力を入れて理解してもらおうと思い、声は大きくなったかもしれませんが、審査請求人としては普通です。

まして、お客も他にいないのに、なぜ、大きな声を出すなといわれる のですか。まして、紙に書いてあるのも都合が悪くなってから担当が逃 げる為の口実をつくるためのようにおもいました。

黒ぬりの部分については、職員Bの都合の良いように書いたからそれ を書く▲▲▲とかんぐってしまいます。

決定について、平成27年12月2日付で開示請求のあった~とありますが、受付日は同月3日です。

決定通知書には、普通郵便でいいですので、ここも訂正して、やりな おしの決定通知を送付してください。

(略)

添付資料3(略)について

黒ぬりになっているところを開示すべきである。

何もあやまっていないのに、あやまっていないがためにかくすのか、 あるいは、うそがかくれているのですか。

全部開示すべきである。

(略)

(2)意見書

総務省の理由説明書について、審査請求人は納得できません。

行政相談業務はいったい何ですか。

関係機かんとの信頼関係がどうしても必要ですか。審査請求人はそう は思いません。

行政相談評価事務所はなんの為にあるんですか。行政に関する苦情や 意見・要望を受けつけ解決等するのが目的ではないんですか。

職員Bですか、電話で話した時、特定税務署職員Dが当方で処理しますといいました。

特定税務署は審査請求人にごめんなさいのひとこともありません。 結局、行政評価事務所は何の為にあるんですか。お尋ねします。 (略)

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は、理由説明書によると、おおむね以下のとおりである。

1 審査請求の経緯

平成27年12月2日付けで、処分庁宛て、法に基づき、下記2の保有

個人情報について開示請求があった。処分庁は、同年12月15日付けで 保有個人情報の一部を不開示とする決定(原処分)を行った。

本件審査請求は、平成27年12月15日付けの開示決定(一部開示) において、一部不開示とされた保有個人情報について、不開示とする理由 に疑問があるため、全部開示してほしい等として、平成28年2月8日付 けで諮問庁に対し行われたものである。

2 開示請求の対象となった保有個人情報

本件開示請求の対象となった保有個人情報は、審査請求人が、特定月Aに、特定税務署職員から云われなき差別(プライバシー侵害)等を受けて相談した記録書(特定月A)である。

3 審査請求の理由

部分開示された保有個人情報のうち,不開示とされた部分の不開示理由 に疑問があることから全部開示してほしい。

4 諮問庁の意見等

(1)諮問庁の意見

審査請求人が、全部開示すべきであるとしている特定日B付けの相談対応票(特定受付番号A)のうち、「関係行政機関等の措置内容」欄の一部事項については、以下の理由により、引き続き不開示とすることが妥当である。

行政相談業務は、関係機関との信頼関係と任意の協力の下に遂行されており、仮にこの部分を開示すると、関係機関との相談案件に係る事前の率直な協議が不当に損なわれ、問題の解決に向けた関係機関の対応や協力が得られなくなるおそれが高まることから、法14条6号に該当し不開示とすることが妥当である。

本件の相談については、三重行政評価事務所から特定税務署に照会及 び回答の依頼が行われ、結果的に特定税務署の対応、協力が得られたも のである。不開示としている部分は、三重行政評価事務所が特定税務署 による対応や協力を得る以前の両機関の担当者間のやりとりの一部であ り、本来、「相談対応票」に記載すべき性格のものではなかった。

また、行政相談として対応の要否を判断するための事実関係等の照会にすら関係機関の協力が得られないような事態が生じる懸念があり、ひいては、関係機関の任意の協力を得て国民からの多くの苦情等が解決、 救済されている行政相談制度の根幹が揺るがされかねず、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

なお,本件に関する特定税務署から三重行政評価事務所への回答は, 相談対応票に「電話連絡あり」と記載されているとおり,電話によりな されたため文書は存在しない。

(2) 結論

以上のとおり、保有個人情報の一部を不開示とした原処分を維持する ことが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

① 平成28年4月26日 諮問の受理

② 同日 諮問庁から理由説明書を収受

③ 同年6月8日 審査請求人から意見書及び資料を収受

④ 同年8月4日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

⑤ 同年9月27日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「審査請求人が特定税務署職員Aから云われなき差別 (プライバシーの侵害)等を受けて、相談した記録書(特定月A)」に記録された保有個人情報の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象保有個人情報として、相談対応票(特定受付番号A) (以下「本件相談対応票」という。)、相談対応票(特定受付番号B)添 付資料及び相談対応票(特定受付番号C)に記録された保有個人情報を特 定した上、本件相談対応票の一部について、法14条6号に該当するとし て当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、不開示理由に法14条7号を追加した上で、原処分を維持することが 妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の見分結果を踏ま え、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 不開示部分について

当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ,不開示となっている部分は,本件相談対応票のうち,「関係行政機関等の措置内容」欄の一部であると認められる。

(2) 諮問庁の説明の要旨

行政相談業務は、関係機関との信頼関係と任意の協力の下に遂行されており、仮にこの部分を開示すると、関係機関との相談案件に係る事前の率直な協議が不当に損なわれ、問題の解決に向けた関係機関の対応や協力が得られなくなるおそれが高まることから、法14条6号に該当し不開示とすることが妥当である。

本件の相談については、三重行政評価事務所から特定税務署に照会及 び回答の依頼が行われ、結果的に特定税務署の対応、協力が得られたも のである。不開示としている部分は、三重行政評価事務所が特定税務署 による対応や協力を得る以前の両機関の担当者間のやりとりの一部であり、本来、「相談対応票」に記載すべき性格のものではなかった。

また、行政相談として対応の要否を判断するための事実関係等の照会にすら関係機関の協力が得られないような事態が生じる懸念があり、ひいては、関係機関の任意の協力を得て国民からの多くの苦情等が解決、 救済されている行政相談制度の根幹が揺るがされかねず、業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条7号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(3)検討

- ア 本件開示請求は、特定税務署職員Aから審査請求人が差別を受けた との行政相談の記録書(特定月A)に記録された保有個人情報の開示 を求めるものであり、諮問庁の説明によれば、不開示部分には、三重 行政評価事務所が、苦情等の対象となっている特定税務署による対応 や協力を得る以前の両機関の担当者間のやり取りの一部が記載されて いるとのことである。
- イ 当審査会において本件対象保有個人情報を見分したところ,不開示部分には,関係機関(特定税務署)の対応等を含む,行政評価事務所と関係機関の担当者間のやり取りの内容が具体的に記載されていると認められる。
- ウ そうすると、関係機関が相談者の苦情等の対象であることに鑑みれば、当該部分につき、これを公にすると、関係機関が相談者等からのひぼう中傷等の不当な攻撃を憂慮し、相談者からの行政相談として対応の要否を判断するための事実関係等の照会にすら関係機関の協力が得られないような事態が生じる懸念があり、ひいては、関係機関の任意の協力を得て国民からの多くの苦情等が解決、救済されている行政相談制度の根幹が揺るがされかねないと認められる。
- エ したがって、当該不開示部分については、これを公にすると、行政 相談の業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるこ とから、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、同条6号につい て判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。
- 3 審査請求人のその他の主張について 審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右する ものではない。
- 4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法14条6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、不開示とされた部分は同条6号及び7号に該当することから不開示とすべきとしていることについては、不開示とされた部分は、同号柱書きに該当すると認めら

れるので、同条6号について判断するまでもなく、妥当であると判断した。 (第1部会)

委員 岡田雄一,委員 池田陽子,委員 下井康史